



ベトナムへ出入国されるお客様へ注意喚起

ベトナム未成年者の入国に関しまして

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は弊社「ベトカン王」をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

ベトナム未成年者の入国に関しましてご案内申し上げます。

2015年1月以降、14歳未満の方がベトナムに入国する場合、
保護者または保護者から委任を受けた同伴者を伴っていないならば、
入国できない規定となっております。

保護者以外の方が、未成年者（14歳未満）をつれてくる場合には
保護者からの委任状（同意書）が必要となります。

また、その委任状に関しまして、

- ・公証役場での認証
- ・外務省からの認証
- ・ベトナム語に翻訳されたものがベトナム大使館からの認証

こちらの3点を満たしている必要がございます。

ご不明な点がございましたら、お問合せ下さい。お手数お掛け致しますが、宜しくお願い致します。

敬具

ベトナム・カンボジア旅行専門店「ベトカン王」